平成３０年（フ）第１４５９号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目25番18号　オーナーズM阪南Ⅱ202号
債務者　小瀬良昭徳
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水戸　章博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７２５号
大阪府高槻市大畑町15番16―305号
債務者　野村美也子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　一博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第８号
山形市大字菅沢110番地
債務者　伍嶋　　淳
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４８号
山形県寒河江市大字高屋字西浦100番地の５県営南寒河江アパート144号室
債務者　佐藤　次男
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４９号
山形県天童市久野本３丁目14番１―203号
市営久野本第一住宅１号棟
債務者　三瓶　直之
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５０号
山形市桜田東２丁目２番12号　タウンハウス桜田Ｂ　202号
債務者　鈴木　優子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９０号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2000番地28、旧住所埼玉県東松山市若松町２丁目12番10号ヤマグチパレス103号室
債務者　今井　陽子（旧姓阿南）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８２号
埼玉県本庄市児玉町金屋1222番地８　シルバーホームコットン、旧住所埼玉県北本市東間５丁目90番地　サンマンション北本１―116
債務者　中須賀　茂
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１１０号
埼玉県比企郡小川町大字大塚701番地１
債務者　森　　幸一
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１１８号
埼玉県本庄市児玉町吉田林94番地４　山田荘３号棟
債務者　平原　知幸
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１３７号
愛知県西尾市田貫２丁目64番地　レオパレスフローラ106号室
債務者　ＲＵＤＩ　ＭＵＨＩＤＩＮ　ＰＵＴＲＡ　ＯＰＩＮＧ
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３８号
愛知県西尾市田貫２丁目64番地　レオパレスフローラ106号室、前住所三重県鈴鹿市大池１丁目14番26号
債務者　立間　良枝
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
愛知県刈谷市小垣江町東山田５番地２　ＧＸ小垣江402号
債務者　青山　賢一
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第９０号
北海道旭川市春光台３条７丁目１番地の４
債務者　野口　晃一
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７０５号
大阪市平野区喜連東１丁目４番59号
債務者　長尾　武司
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８１８号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番11号　日章アパート　４Ｂ
債務者　中村　正一
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部